

オンライン接見の法制度化を求める会長声明

1 現在、法制審議会の刑事法（情報通信技術関係）部会（以下、「刑事IT化部会」という。）では、被疑者・被告人が、弁護士等との間で、ビデオリンク方式により接見（以下、「オンライン接見」という。）すること及び電子データ化された書類の授受を行うことについて、刑事訴訟法39条1項の「接見」及び「書類…の授受」として位置付けることについての協議が行われている。

2 憲法34条前段は、何人も弁護人の援助を受ける権利を有することを定め、これを受けた刑訴法39条1項は、弁護人が被疑者・被告人と立会人なく面会し、書類の授受をすることができるとする接見交通権を定めている。被疑者・被告人にとって、弁護士等と立会人なく接見し、適時に必要な援助を受けられることは、防御のために最も重要かつ基本的な権利である。

特に逮捕直後の初回接見は、身体を拘束された被疑者にとって、今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって、憲法上の保障の出発点を成すものである。

現在、日本では逮捕段階における公的弁護制度が創設されていないため、多くの被疑者は、身体を拘束された直後の重要な時期に、弁護人の助言を受けられず、虚偽自白や冤罪の危険に曝されるという、重大な防御上の不利益を被っている。また、起訴後、被告人として公判或いはその準備を行う段階でも、弁護人が刑事施設・留置施設を訪問しない限り打合せをすることができないことによる、防御上の不利益を被っている。こうした被疑者・被告人の不利益は、身体拘束を受けている刑事施設・留置施設が、弁護人の事務所等から遠隔地にある場合に、特に深刻なものとなる。

3 当会は、全国的にみても、弁護人が遠距離の移動を余儀なくされる接見が多く行われている地域の1つである。例えば、最も会員数の多い千葉地区の弁護士が、移動時間に片道1時間から1時間半を要する館山、銚子、勝浦等の遠隔地の警察署に留置された被疑者の弁護人として選任されることも少なくない。また、起訴後も、千葉地区の弁護士が、片道1時間程度を要する木更津や八日市場の拘置支所に留置されている被告人の弁護人として選任されることも多い。

加えて、千葉地裁は、裁判員裁判対象事件の起訴件数が突出して多い傾向があるところ、千葉地区から遠隔にある地区の弁護士が弁護人を務める場合、被告人が千葉地区の千葉拘置所移送後は、接見のための移動に長時間を要することになる。

さらに、当会の弁護士は、成田国際空港警察署に留置された外国人被疑者の弁護人となることが相当数あるところ、千葉地区から同署までの移動に1時間程度を要することに加え、通訳人の確保が必要になるという理由から、頻回な接見が困難になることも少なくない。

加えて、当会の弁護士は、第一審で弁護人を務めた被告人が控訴した場合に、引き続き控訴審の弁護人としても選任されるということが一定数あるところ、被告人が東京拘置所に移送後は、接見のための移動に長時間を要することになる。

このように、当会においては、弁護士等が、刑事施設・留置施設を訪問する従来の接見を補完し、被疑者・被告人の権利をさらに保障するための制度とするために、オンライン接見を活用する具体的なニーズが存在する。

この点、上記ニーズに沿うものとして、オンライン接見を制度化する場合には、弁護士会館や各弁護士の法律事務所から直接被収容先施設に接続できる方法が最も適切であると考えられるが、仮に、いわゆるアクセスポイント方式を採用する場合であっても、警察庁が管理する留置施設等と法務省が管理する拘置所等の刑事施設を、相互に、所管する省庁や都道府県の異同に関わらず接続することが必要である。

4 なお、刑事IT化部会では、オンライン接見の実現について、人的・経済的なコストがかかることや、全国の施設に整備するために時間がかかること等を理由とする消極意見も示されている。しかしながら、同部会では、電子令状の導入や、取調べ、弁解録取、勾留質問等の各手続にオンラインによる方法を取り入れること等が、具体的に検討されている。新たな制度の導入に際して、コストや時間を要するのは、刑事手続IT化全般に共通して妥当なことである。捜査機関や裁判所の業務を効率化するための制度を、憲法上の要請である被疑者・被告人の権利を保障するための制度よりも、優先して整備すべき根拠は見出しがたい以上、必要なコストや時間を理由に、オンライン接見の実現を遅らせることは明らかに不当である。

5 以上のとおり、オンライン接見は、刑訴法39条1項の定める接見交通権の行使に含まれる法律上の制度として位置付けるべきであり、刑事IT化部会において、そのための具体的な協議がなされるべきである。そして、法制審議会を経て、できる限り速やかにオンライン接見を全国で制度化し、国費によって運営されるべきである。

全ての事件において、また、被拘束場所の如何に関わらず、適時に適切な弁護士の援助を受けられるようにすることは憲法上の要請であり、その実現の手段としてオンライン接見を活用すべきである。

刑事手続のIT化の議論は、何よりも被疑者・被告人の人権保障を拡充するという観点で進められるべきである。当会は、法制審議会にて更に具体的な議論が尽くされ、オンライン接見が実現されることを強く要望する。

2023年(令和5年)6月26日

千葉県弁護士会

会長 菊地 秀樹